

台風第 19 号 関連情報 石灰の配布及び消毒について



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 15 日
郡山市保健所総務課
TEL : 924-2120

【10/15 PM4:00送信】

台風 19 号により被災（床上・床下浸水）された家屋等は洗浄や消毒が必要となる場合があります。その衛生対策として、石灰の配布及び消毒を行います。

1. 消石灰の配布

消石灰を配布します。（個人の家屋等に限る）

（1）申込方法

【受付・配布時間】

8:30～17:15（土日・祝日を除く）

【窓口】

旧市内、富田・大槻行政センター管内・・・保健所総務課 024-924-2120

上記以外の行政センター管内・・・各行政センター

（2）配布方法

事前に下記管内窓口へご連絡の上、連絡した保健所または行政センター（富田・大槻行政センターを除く）に取りに来てください。

（3）使用方法について

家の周囲や床下などにある不要な物や汚泥を除去したあと、水洗いし、水が引いた後に散布してください。

※消石灰散布時は、保護マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋を着用してください。

消石灰は、肌や目に触れると炎症を起こします。特にまいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。目に入った場合、失明するおそれがありますので、すぐに大量の水で洗い流し、医療機関を受診してください。

2. 床上浸水の消毒

市職員が消毒液を散布します。(個人の家屋等に限る)

(1) 申込方法

【受付・配布時間】

8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

【窓口】

旧市内、富田・大槻行政センター管内・・・保健所総務課 024-924-2120

上記以外の行政センター管内・・・各行政センター

(2) 消毒方法

市職員が伺い、消毒液を散布します。

床等、消毒する箇所を水洗いし、乾燥させておいてください。

3. その他

浸水した場所の清掃等につきましては、地域の方と協力するなどして、各自において行っていただくようお願いします。

感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です。